

団体交渉の議事録

交渉日：令和6年10月31日（木）11時00分

場 所：第一本庁舎内会議室

出席者：当 局 副知事、総務局長、人事部長、労務担当部長、制度企画課長、
教育長、交通局長、水道局長、下水道局長 外
都労連 執行委員長、副執行委員長、書記長、書記次長、
都庁職執行委員長、都教組執行委員長、東交執行委員長、
（全）東水労中央執行委員長、都高教組執行委員長 外

都労連 本日は、年末一時金に関する要求書を提出いたします。
この要求は、都労連の各単組の総意により決定した、職員の期待が込められている切実な要求です。日夜都民と向き合い、その生活と命を守る最前線で奮闘している職員こそ都政を根底で支えています。その努力に応えることは都側の責務であり、都労連要求を真摯に受け止め解決することを求めます。それでは、要求書については、書記長から説明いたします。

（要求書読み上げ）

当 局 ただ今、年末一時金についての要求を承りました。
早速、知事に報告するとともに、私どもも検討に入りたいと思います。
この際、私から一言申し上げます。
本年の勧告は、例月給、特別給ともに3年連続で引上げとなっておりますが、特別給の引上げ幅は国よりも大きく、全国で最も高い支給月数が勧告されています。
都政を取り巻く状況が依然として厳しい中、職員の勤務条件に対しては、都民から常に厳しい視線が注がれております。
皆さんからの要求につきましては、人事委員会勧告の内容や、社会経済情勢等を十分に踏まえ、都民の理解と納得が得られるかという視点から慎重に検討した上で、改めて回答したいと思います。
さて、この間の小委員会交渉では、地域手当をはじめとする給与制度や柔軟で多様な働き方に関する諸制度を中心として、連日、労使で厳しい議論が積み重ねられているものの、双方の見解には大きな隔たりがあると聞いております。
しかし、現下の厳しい情勢などを踏まえれば、職責・能力・業績に基づく処遇の徹底や都庁の働き方改革などを一層推進することで、職員一人一人が意欲と能力を最大限発揮し、生産性の高い執行体制を構築するとともに、都庁組織をより強固にしていかなければなりません。
こうした認識の下、私どもとしては、これまで皆さんと重ねてきた議論や都の実情も考慮した具体的な検討を進め、見直しを要する人事

制度について、今給与改定交渉期において結論を得ていく必要があると考えております。

労使にとって残された時間は限られておりますが、これまで築き上げてきた信頼関係に基づき、協議を尽くした上で、結論を得なければならないと考えております。

私からは以上です。

都 労 連

都側から、勧告状況に触れた上で、特別給は引き続き国を大きく上回り、全国で最も高い支給月数の勧告との認識のもと、職員の勤務条件に対しては、都民から常に厳しい視線があることから、要求に対しては都民の理解と納得が得られるかという視点から慎重に検討するとの考え方が示されました。このことは特別給の引上げに対して、より一層慎重な姿勢を示したものであり容認することはできません。この間の物価高騰のもと首都圏に暮らす職員の生活実態を踏まえれば、全国で最も高い支給月数であっても、問題視される筋合いはなく、むしろ、都内民間の実勢やこの間の物価高騰による実質賃金の低下を踏まえれば、都労連の要求に正当性があると確信いたします。新型コロナウイルス対策はもとより、震災や豪雨等の自然災害に対する支援を始め、幅広い都政の現場で、職員がその役割と責任を果たしてきたことに対して、都民は信頼を寄せており、理解と納得は必ず得られるものと申し上げます。

都側は、様々な課題で労使双方の見解に大きな隔たりがあると言及されましたが、直近の交渉状況で、既に労使が激しく対立していると報告を受けております。

都側は、職責・能力・業績に基づく処遇の徹底や都庁の働き方改革などを一層推進することで、職員一人一人が意欲と能力を最大限発揮し、生産性の高い執行体制を構築するとともに、都庁組織をより強固にしていくとしていますが、都労連は、職責・能力・業績主義の強化に反対であることを申し上げます。職責・能力・業績主義のベースにある競争主義は、職場の協力・協働を阻害しており、職員の意欲と能力の発揮につながるものではなく、むしろ減退をもたらすものと指摘いたします。持続可能な都庁組織を構築するのであれば、職場の声に基づいた都労連要求の実現が必要であり、解決することを求めます。

都労連は、労使交渉を尽くして解決する立場に、いささかも変わりありません。都側には、本日提出した年末一時金要求はもとより、3月に提出している基本要件に応え、全ての職員の賃上げを実現することを強く求めます。時間は限られておりますが、都側が速やかに決断することを求めて、発言を終えます。